

令和2年12月07日（月）

【照会先】

労働基準局 労働条件政策課
課長 黒澤 朗
課長補佐 伊藤 憲昭(内線5350)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3502)1599

報道関係者 各位

「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に新コンテンツ追加

トラック運転者の長時間労働改善に向けた「発荷主」向けの周知用動画と、簡単に施策などが確認できるイラストコンテンツを掲載しました

厚生労働省は、12月4日、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に、2つのコンテンツを追加しました。今回新たに加わったのは、「発荷主」企業向けの周知用動画「今こそ始めてみませんか？トラック運転者のために、『発荷主』ができること。」（ ）と、トラック運転者の長時間労働改善につながる施策などをイラストから簡単に確認できる「始めてみよう改善活動」です。

（ ）「着荷主」企業向けの動画も、本ポータルサイトで来年2月に公開予定です！

トラック運転者は他業種の労働者と比べて長時間労働の傾向にあります。その背景には、貨物運送における取引慣行など、トラック運送事業者の努力だけでは改善が困難であり、荷主企業との協力が重要となる問題が存在しています。そこで、このポータルサイトでは、貨物を運送するトラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取り組み、施策などを、一般の方や荷主企業、トラック運送事業者などに向けて発信しています。

厚生労働省では、ポータルサイトの運営などを通じて、今後もトラック運転者の長時間労働の改善に向けた取り組みを行っていきます。

新コンテンツ

（1）周知用動画

「今こそ始めてみませんか？トラック運転者のために、『発荷主』ができること。」

・対象：発荷主企業

・内容：発荷主企業とトラック運送事業者が、トラック運転者の長時間労働改善のために「どのように協力しあい、具体的な取組を進め、双方がメリットを得ながら、問題を解決していくのか」を、ドラマ形式（アニメーション）で再現しました。

(2) イラストコンテンツ

「始めてみよう改善活動」

・対象：荷主企業、トラック運送事業者、一般の方

・内容：サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、トラック運転者の長時間労働改善につながる施策候補などが簡単にわかります。

トップ画面のイメージ



(1) 発荷主向け動画
「今こそ始めてみませんか？トラック運転者のために、『発荷主』ができること。」

(スクロール)



(2) イラストコンテンツ
「始めてみよう改善活動」

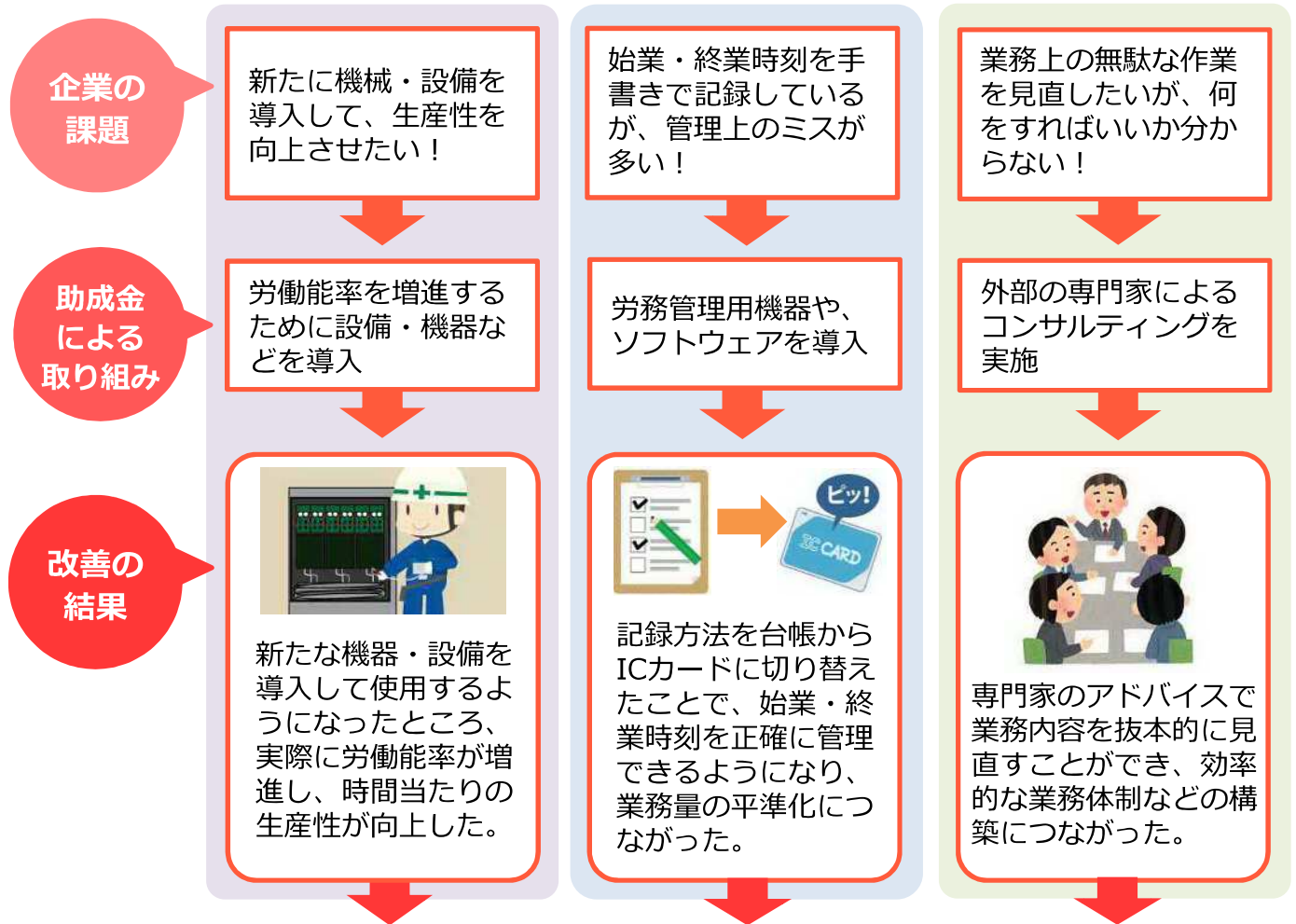
「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

【本コースを今年度活用される事業主、またはこれまで支給を受けた事業主の方へ】

- ▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆さまを支援する「人材確保等支援助成金」（働き方改革支援コース）が創設されています。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は、以下のホームページをご参照ください。

（「働き方改革推進支援助成金」とは窓口が異なります。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html



労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であり、全ての対象事業場について下記に該当すること。
 - 36協定を締結している
 - 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している
- 交付申請時点で、「成果目標」①から④の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取り組み ～いずれか1つ以上を実施～

- 労務管理担当者に対する研修(※2)
- 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 人材確保に向けた取り組み
- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切: **11月30日(月)**)

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(事業実施は、令和3年1月29日(金)まで)

労働局に**支給申請**(締切: **2月12日(金)**)

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



成果目標

①から④の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取り組みを実施してください。

- 全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外労働時間数を縮減させること。
 - 時間外労働時間数で月60時間以下に設定
 - 時間外労働時間数で月60時間を超え月80時間以下に設定
- 全ての対象事業場において、所定休日を1日から4日以上増加させること。
- 交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇)のいずれか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入すること。
- 時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業場に新たに導入させること。

- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

支給額

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	I ①～④の上限額および加算額の 合計額 II 対象経費の合計額×補助率 $3/4$ (※4)

(※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は $4/5$

【Iの上限額】

- 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等が月80時間を超える時間外労働時間数を設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働時間数で月60時間を超える時間外労働時間数を設定している事業場
時間外労働時間数で月60時間以下に設定	100万円	50万円
時間外労働時間数で月60時間を超え、月80時間以下に設定	50万円	—

- 成果目標②の上限額

- ・ 所定休日3日以上増加: 50万円
- ・ 所定休日1～2日以上増: 25万円

- 成果目標③達成時の上限額: 50万円

- 成果目標④達成時の上限額: 50万円

- 賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会実施要綱

1. 趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取り組みを進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで猶予されており、これまで、労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

2. 道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会（以下、「説明会」という。）の対象原則として、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下、「トラック協会」という。）の会員企業とする。

3. 説明会の対象者

説明の内容を考慮し、原則として、企業の労務管理等の実務担当者を主たる対象とするが、必要に応じ役員、実務に精通した事務担当者の出席も可とする。

4. 事務局

- （1）説明会の実施主体である宮崎、延岡、都城の各労働基準監督署に事務局をおく。
- （2）事務局は、本要綱に基づき、連携・調整役、トラック協会、国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局（以下、「宮崎運輸支局」という。）と調整の上、説明会を実施する。

5. 連携・調整役

- （1）連携・調整役は、トラック協会の事務局長とする。
- （2）連携・調整役は、トラック協会の各支部長に事務の一部を行わせることができる。
- （3）連携・調整役は、事務局とトラック協会の調整を行い、説明会の開催を対象事業場に周知する等必要な協力を行う。また、連携・調整役は、対象事業場から長時間労働削減に関する相談があった際には、管轄の労働基準監督署等を紹介する等、対象事業場による自主的な取組の促進に努める。
- （4）宮崎労働局、各労働基準監督署は、連携・調整役に対して情報提供等必要な支援を行う。

6. 説明会の実施時期

本要綱に基づき、令和元年11月以降に実施することとし、令和2年3月までの期間を目途に実施することを目指す。未実施の場合は令和2年4月以降に実施することも可能とする。

7. 説明会の対象単位・場所

- (1) 別紙一覧表のトラック協会の支部について、中央北支部と中央南支部、県北支部、都城支部の3つの単位を対象に説明会を実施することとする。
- (2) 事務局に係る労働基準監督署の担当者(以下、「監督署担当者」という。)は、トラック協会の各支部担当者と協議の上、説明会の実施場所を選定する。

8. 説明会の内容、構成、目安とする所要時間について

- (1) 労働基準監督署による説明(約1時間程度)
 - 労働基準法の労働時間制度について
 - 時間外労働に関する上限規制と適用猶予について(自動車運転者とそれ以外の職種における法律の適用の違いを含む)
 - 年次有給休暇の5日付与義務について
 - その他
- (2) 宮崎運輸支局による説明(約20分)
 - 貨物自動車運送業の働き方改革の推進について
- (3) 宮崎労働局雇用環境・均等室による説明(約30分)
 - 働き方改革の推進について
- (4) 質疑応答
- (5) (2)と(3)の説明は、調整がつかない場合には関係資料の配付のみとすることができる。

9. 説明会実施の調整、周知について

- (1) 説明会実施に係る日程、時間等詳細について、監督署担当者はトラック協会の支部担当者と協議した結果を宮崎運輸支局及び宮崎労働局雇用環境・均等室の担当者に通知する。その結果をもとに、監督署担当者は対象事業場に対して説明会の実施について文書で通知する。
- (2) トラック協会の支部担当者は、対象事業場に対して説明会の周知、参加勧奨を行うこととする。
- (3) 説明会に欠席した事業場の対応については、欠席した企業の参加希望状況等を踏まえ、必要に応じ、監督署担当者は追加説明会の実施の有無についてトラック協会の支部担当者と検討する。

10. トラック協会の会員企業以外の企業への対応について

- (1) 令和元年度においては、2.のとおりトラック協会の会員企業を対象として説明会を実施する。

(2) 令和 2 年度以降については、令和元年度の説明会の実施状況等を踏まえつつ、トラック協会の非会員企業に対する説明会の実施を検討する。

以上

別紙

一般社団法人宮崎県トラック協会に係る支部一覧

支部名	事務所所在地	会員企業数	管轄監督署
中央北支部	880-8519 宮崎市恒久1丁目7番21	144 社	宮崎署
中央南支部	880-8519 宮崎市恒久1丁目7番21	73 社	宮崎署 日南署
県北支部	883-0062 日向市日知屋 4726-6	93 社	延岡署
都城支部	885-0004 都城市都北町 5068-2	130 社	都城署

平成 31 年 4 月 1 日現在計 440 事業者。